

2013年11月20日

岐阜大学 学長 森 秀樹 殿

岐阜大学職員組合中央執行委員長 荒井 聡

55歳を超える職員の昇給抑制に関する団体交渉要求書

日頃の大学運営に対するご尽力に感謝を申し上げます。

国家公務員を対象とした55歳を超える職員の昇給抑制を、岐阜大学職員にも適用しようとする職員給与規則等の改正案について、過半数代表に対して意見照会がありました。このような不利益変更を一方的に強行実施することは、断じて認められません。

昨年度の人事院勧告では、「55歳を超える職員の昇格抑制と高位号俸からの昇格対応号俸引き下げ」を、50歳代後半層における官民の給与差を解消するものとしています。しかし、ラスパイレス係数からも明らかなように、岐阜大学職員の給与は国家公務員や民間と比較すると低く抑えられていることなどから、この改正には、合理的な理由は見当たりません。特に教員は、大学院修了後、各種研究員等を経てようやく常勤教員に雇用されることが一般的な状況となっており、雇用開始年齢は比較的高いため、生涯賃金等への影響も大きいものがあります。「官民比較」ということでも、私立大学の教員に比べて給与水準が低いにもかかわらず、このような昇給抑制を実施することは、教育・研究を支える職員の確保をさらに困難にするものであり、人材の流出も招きかねません。このような観点からも撤回を強く求めます。また、事務職員においても採用年齢の高いケースが増えてきていることから、55歳での一括的な取り扱いについては乱暴といわざるをえません。

以上のことから、岐阜大学職員組合は、55歳を超える職員の昇給抑制に強く反対するとともに、以下の要求事項について、規則改正を行う前に団体交渉を行うことを申し入れます。遅くとも11月29日までに、団体交渉に向けた事務折衝を行うことを要求します。

要求事項：

1. 55歳を超える職員の昇給号給数を抑制する規則改正を実施しないこと。
2. 採用年齢が高く、定年も65歳である教員について、国家公務員と同じ55歳超の適用はやめ、少なくとも、定年5年前の60歳超からの適用とすること。
3. 不利益変更に対する代償措置を講じて、実行すること。
4. 上記の要求事項について円滑な交渉が行われるように、以下の情報を開示すること。本規則改正により、どの程度の不利益が生じるのかを明確にするために、本規則の改正前（現行）と後の55歳の教員、技術職員、事務職員の5年もしくは10年分の給与の概算（退職金を含めて）を提示すること。

以上